



健感発第 0110001 号
平成 18 年 1 月 10 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

養鶏関係者の鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について

標記については、「養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について」（平成 16 年 3 月 10 日付け健感発第 0310002 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、対応を要請しているところである。

今般、H5N2 型鳥インフルエンザの感染が確認された茨城県及び埼玉県の養鶏場に関する鳥インフルエンザの抗体検査の結果の趣旨を踏まえ、別添写しのとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長宛に通知し、養鶏関係者に対する周知について依頼したところである。

貴職におかれては、引き続き養鶏関係者等から相談があった場合等には適切に対応されるよう、特段の配慮を要請する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

(別添)



健感発第 0110001 号
平成 18 年 1 月 10 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

養鶏関係者の鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について

標記について、「養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について」（平成 16 年 3 月 10 日付け健感発第 0310001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、周知を要請しているところである。

今般、H5N2 型鳥インフルエンザの感染が確認された茨城県及び埼玉県の養鶏場に関する鳥インフルエンザの抗体検査の結果の趣旨を踏まえ、上記通知に加え、下記の点にも留意の上、養鶏関係者の感染防御に万全を期すため、あらためて各都道府県畜産関係部長宛て通知いただき、管下養鶏関係者の周知方特段のご配慮をご依頼いただきますよう、要請します。

記

家きんとの接触がある者においては、通常のインフルエンザに罹患した場合には、鳥インフルエンザとの混合感染を予防する観点からも、インフルエンザの罹患中に養鶏場での作業を避けること。



健感発第 0310001 号

平成 16 年 3 月 10 日

農林水産省消費・安全局衛生管理課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について

記

今般の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、養鶏関係者の感染防御に万全を期すため、標記の留意点について、別紙のとおり作成いたしました。

貴職におかれましては、別紙の内容を各都道府県畜産関係部長宛て通知いただき、管下養鶏関係者への周知方特段のご配慮をご依頼いただきますよう、よろしくお願いいたします。

養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点

1. 養鶏農場の従事者は、日頃より健康管理に留意し、作業中は、専用の作業服、マスク、帽子、手袋及び長靴といった通常の衛生対策を徹底するとともに、作業後は、うがいや手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。
2. 鶏の異常死の有無等の観察に努め、高病原性鳥インフルエンザが疑われるような異常を認められた際には、死亡鶏等への接触を避け、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、対応を相談すること。
3. 高病原性鳥インフルエンザの感染の有無が確認されるまでの間は、可能な限り鶏舎への立ち入りを控えることとし、どうしても立ち入らなければならない場合には、医療用マスク（N95推奨）、ゴーグル、頑丈なゴム手袋、防護服、長靴を着用するなど、必要な感染防御に努められたいこと。なお、感染防御の方法等については、保健所に相談されたいこと。
4. 鶏の異常死が認められた養鶏農場の従事者については、直ちに全員の健康状態の確認を行うこと。また、その後の対応について保健所に相談されたいこと。